

地区計画の案に係る意見書

令和 年 月 日

北島町長 あて

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり意見書を提出します。

1 意見書を提出する地区計画

中村地区地区計画（変更）

2 地区計画との利害関係（※裏面を御参照願います。）

（1）地区計画に関係のある土地等

① 種類（※該当するものに○を記入してください。）

（ ）土地 （ ）土地に定着する物件

② 所在地

（2）権利の種類（※記載例：居住地・所有地・借地・借家・抵当権を有している・占用許可を受けている
・所有者の同意により占有している 等）

3 意見書の趣旨及び理由

（1）意見書の趣旨（※事業計画等の内容について、具体的に修正を求める事項を記入してください。）

（2）理由（※「意見書の趣旨」に記載した内容を求める理由を記入してください。）

意見書を提出できる方について

地区計画の原案に対する意見書を提出できる方について、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び北島町地区計画等の案の作成手続きに関する条例（平成9年北島町条例第22号）で以下のとおり定められております。

都市計画法

（公聴会の開催等）

- 第16条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
- 3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

北島町地区計画等の案の作成手続きに関する条例

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第4条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を町長に提出しなければならない。

提出者様が「利害関係者」に該当されるかどうかを確認させていただく必要がございますので、意見書中「2」の欄の御記入をお願いいたします。

※提出いただいた意見については、地区計画の最終案の参考とします。

※意見をくださった方への直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。